


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市老人福祉電話貸与及び電話助成事業実施要綱を廃止する訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>本事業は、高齢者の安否確認を主たる目的として開始されたが、緊急通報システムや見守りぼっくす、「東大和市高齢者見守りネットワーク～大きな和～」等の体制が整備されたことにより、緊急対応を含めた安否確認・見守り支援が可能となり、事業の必要性は低減している。</p> <p>このことから、新規申請を廃止する。なお、現在の利用者に関しては生活上の影響も考慮し、継続して利用できるようにするものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①東大和市老人福祉電話貸与及び電話料助成事業実施要綱（昭和56年訓令第6号）は、廃止する。</p> <p>②この訓令の施行の日前に、すでに電話の貸与を受けている者、電話料の助成を受けている者及び申請をした者については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>高齢者に対する新たなニーズに応える事業（ケアラー支援や高齢者会食会等）の実施を図ることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書課において審査済み</li> </ul>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。